

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 5 6 号

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 2 年安城市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表常時介護を要する状態の項中「8 1, 2 9 0 円」を「8 5, 4 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4 0, 6 0 0 円」を「4 2, 7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。